

山梨県 解体工事（施工体制評価型）総合評価試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、山梨県が発注する解体工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価の実施において解体工事における施工体制を審査する方式の試行に関して必要な事項を定めるものとし、その実施に関しては、この要領に定めるもののほか、山梨県建設工事総合評価活用ガイドライン、山梨県建設工事総合評価実施要領の定めるところによるものとする。

（対象工事）

第2条 総合評価落札方式により行う一般競争入札のうち、入札参加資格を解体工事業として発注する1千万円以上の解体工事を対象とする。

（総合評価落札方式のタイプ）

第3条 本要領による執行にあたっては、特別簡易型（Ⅰ）、特別簡易型（Ⅱ）、簡易型を用いるものとする。

（評価の方法）

第4条 総合評価落札方式で定める評価の方法については、別記「落札者決定基準」によるものとする。

（入札参加者への周知）

第5条 発注機関の長は、入札参加者に対し入札公告により次の事項を周知するものとする。

- （1）解体工事（施工体制評価型）総合評価落札方式を採用していること。
- （2）「入札参加資格確認資料作成要領」に定められたすべての様式を提出すること。
- （3）価格以外の評価点の評価項目及びその配点に関すること。
- （4）落札者の決定方法に関すること。
- （5）総合評価に関する審査結果が公表されること。
- （6）価格以外の評価点について疑義の照会ができること。

（施工体制履行の確保）

第6条 落札者の提示した施工体制は契約内容となるため、発注者は当該工事の契約後速やかに、その項目を含めた施工計画書の提出を請負者に求め、具体的な内容を両者確認のうえ、実施状況等を確認していく。なお、請負者の責により提出資料どおり履行がなされていないと判断された場合は、所管事務所で審議し「山梨県建設工事成績評定要領」に基づき的確に工事成績に反映するものとし、施工体制の適正な履行の確保及び評価を行うものとする。

(その他)

第7条 発注機関の長は、本要領の執行に関して疑義が生じた場合は、技術審査会において協議し対応するものとし、必要に応じて委員会に諮るものとする。

附 則

- 1 本要領は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 平成26年 4月1日 一部改正
- 3 平成27年 4月1日 一部改正
- 4 平成30年 4月1日 一部改正
- 5 令和元年 10月1日 一部改正
- 6 令和2年 4月1日 一部改正
- 7 令和3年 4月1日 一部改正
- 8 令和4年 4月1日 一部改正
- 9 令和5年 4月1日 一部改正

別記 「落札者決定基準」

山梨県 解体工事（施工体制評価型）の「落札者決定基準」は、山梨県建設工事総合評価実施要領の別記1「落札者決定基準」を適用し、次の評価項目等を変更、追加するものとする。

（評価基準の変更）

配置予定技術者の能力 （※1）		評価基準	評価点
6 資格		1級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ解体工事施工技士	2
		1級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者	1
		上記以外の工事施工等に係わる資格	0

（評価項目の追加）

企業の施工体制の評価 （※9）		評価基準	評価点
20 自社雇用の技能者 配置状況		当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1
		その他	0
21 自社保有機械の 配置状況		自社保有の解体用重機で施工	1
		その他	0

（選択しない評価項目）

「1」企業の技術力中の「8 優良工事技術者表彰」、「16 優良工事表彰の有無」については、評価項目としない。

- ※1 解体工事施工技士については、「(社)全国解体工事業団体連合会」認定の資格を有する者とする。
配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、審査資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者ごとに「配置予定技術者の能力」及び「地域精通度一近隣地域での施工実績」についての評価点を合計し、最も低い評価を受けた者をもって評定点とする。
同等以上の資格とは、解体工事の監理技術者となることのできる国家資格のこと。

※9 以下の解体工事の施工体制が確保される場合は、評価するものとする。

①技能者が従事する場合

労働安全衛生法による車両系建設機械（解体用）運転技能講習（平成25年7月1日以後に開始された講習に限る。）を修了した者で3ヶ月以上の雇用関係のある当該技能者を現場に配置し、解体用重機運転作業に従事が可能であること。

なお、車両系建設機械（解体用）運転技能講習は、平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習（技能特例講習）を含む。

また、解体用重機とは、労働安全衛生法施行令別表第7第6号1及び2に掲げる建設機械で次のものをいう。

ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

②自社保有の解体用重機で施工が可能な場合

バックホウ2台以上及び解体用重機に取付ける解体用アタッチメントの圧砕機または切断機1台以上を保有し（長期リースを含む）、当該解体用重機を現場に配置して解体工の工程で使用が可能であること。

ただし、バックホウについては、新JIS規格バケット容量0.28m³以上（旧JIS規格0.25m³以上）の解体用アタッチメント取付可能機種であること。

なお、上記①及び②が確認できる資料として、技術評価様式2-1に記載された資料を添付すること。

(別表) 解体工事(施工体制評価型)総合評価

大項目	NO	評価項目	評価基準	評価点	項目別配点	総合評価の種類											
						特別簡易型(I)	特別簡易型(II)	簡易型									
① 企業 の 業 の 技 術 力	1 工 程 管 理 に 係 わ る 項 目	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	10	10	選 択 し な い	選 択 し な い	1~2項目を 選択する。 (必須項目)									
			現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5													
			現場条件を踏まえ適切である	0													
			未記入、または不適切である	欠格													
		2 品質確保に係わる項目	〃	〃	〃				〃								
	3 施工上の課題に係わる項目	〃	〃	〃	〃												
	4 安全管理に係わる項目	〃	〃	〃	〃												
	5 施工上配慮すべき項目	〃	〃	〃	〃												
	配置予定技術者の能力	6 資格	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ解体工事施工技士	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者	2				2	し な い	◎	◎					
				上記以外の工事施工に係わる資格	0												
				主任(監理)技術者として同種工事の実績あり	2												
		7 同種工事の施工実績	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者	主任(監理)技術者として同種工事の実績あり	1				2				◎	◎			
				監理技術者補佐又は担当技術者として同種工事の実績あり	0												
		8 優良工事技術者表彰	表彰の実績あり	表彰の実績あり	-				-				-	-	-		
				表彰の実績なし	-												
		9 工事成績 工事成績評定点の平均点	80点以上	75点以上80点未満	2				3				○	○			
				70点以上75点未満	1												
				70点未満(成績実績なし)	0												
	取組状況が優良			1													
10 継続教育(CPD)の取組状況 ※4	取組なし又は取組状況が上記未満	取組なし又は取組状況が上記未満	0	1	◎	◎											
		実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	4														
		実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2														
11 技術者の専門技術力	当該工種について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	当該工種について適切に理解している	4	10	○	○											
		その他	0														
		質問に対する応答が明快、かつ迅速である	2														
		その他	0														
12 当該工事の理解度・取り組み姿勢	当該工種について適切に理解している	当該工種について適切に理解している	2	2	○	○											
		その他	0														
		質問に対する応答が明快、かつ迅速である	2														
13 技術者のコミュニケーション能力	その他	その他	0	0	○	○											
		その他	0														
企業 の 施 工 実 績	14 同種工事の施工実績	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2	2	◎	◎	◎									
			市町村・公営企業等などの同種工事の施工実績あり	1													
			その他	0													
	15 工事成績 当該工種での工事成績評定点の平均点	80点以上(算出対象工事が複数回)	80点以上(算出対象工事が1回のみ)	4	4				○	○	○						
			77点以上80点未満	3													
			72点以上77点未満	2													
			72点未満(成績実績なし)	1													
	16 優良工事表彰	特別表彰の実績あり(特別表彰との重複はしない)	特別表彰の実績あり(特別表彰との重複はしない)	-	-				-	-	-						
			表彰されなかったが、評価要件を満たす工事の実績あり(表彰との重複はしない)	-													
			上記以外	-													
17 事故及び不誠実な行為	指名停止(3ヶ月以上)	指名停止(3ヶ月以上)	-4	-4	◎				◎	◎							
		指名停止(1ヶ月以上3ヶ月未満)	-2														
		指名停止(1ヶ月未満)	-1														
18 ISO認証取得状況	ISO9001又は14001の認証を取得済み	ISO9001又は14001の認証を取得済み	1	1	◎				◎	◎							
		認証を未取得	0														
19 ICT施工技術の活用 ※1	活用あり	活用あり	1	1	○				○	○							
		活用なし	0														
20 自社雇用の技能者配置状況	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1	1	◎				◎	◎							
		その他	0														
		自社保有の解体用重機で施工	1														
21 自社保有機械の配置状況	その他	自社保有の解体用重機で施工	1	1	◎	◎	◎										
		その他	0														
② 企業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	1 地理的条件(企業) ※2	近隣地域で施工実績あり	近隣地域で施工実績あり	3	3	○	○	○									
			近隣地域で施工実績なし	0													
			近隣地域で施工実績あり	1													
	2 地理的条件(配置予定技術者)	近隣地域で施工実績あり	近隣地域で施工実績あり	1	1				◎	◎	◎						
			近隣地域で施工実績なし	0													
	3 本店所在地 ※3	工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	2	2				○	○	○						
			工事箇所と同一の建設事務所管内に本店を有する	1													
			その他	0													
	4 災害協定等の締結	協定の締結あり	協定の締結あり	2	2				○	○	○						
			協定の締結なし	0													
			5 土木施設等緊急維持修繕業務委託の実績	受託実績あり								受託実績あり	1	1	○	○	○
												受託実績なし	0				
			6 除雪業務委託の実績	受託実績あり								受託実績あり	1	1	○	○	○
												受託実績なし	0				
7 耕作放棄地等の解消			実績あり	実績あり		1	1	○				○	○				
				実績なし		0											
8 その他の地域貢献	活動実績等あり	活動実績等あり	1	1	○	○	○										
		活動実績等なし	0														
9 若手技術者の育成	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置あり	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置あり	2	2	○	○	○										
		国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置あり	1														
		上記以外	0														
		建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録あり	2														
10 技能者の登録 (全ての工事)	登録なし	登録あり	2	2	○	○	○										
		登録なし	0														
11 週休2日制の適用 ※5	適用あり	適用あり	1	1	○	○	○										
		適用なし	0														

※1 「ICT活用工事試行要領」等の定めのある部局において、ICT施工技術の活用を「受注者希望型」として公告する工事に適用する。

※2 近隣地域の範囲は特別簡易型(I)(5千万円未満)「旧市町村」、特別簡易型(I)・特別簡易型(II)・簡易型(8千万円未満)「現市町村」、特別簡易型(I)・特別簡易型(II)・簡易型・標準型(8千万円以上 建設事務所管内4分割)

※3 【入札参加者が県内企業に限られない場合】は、以下の「評価基準」と「評価点」を用いる。

工事箇所と同一の建設事務所管内に本店を有する	2
県内に本店を有する	1
その他	0

【入札参加者が県外のみと想定される場合】は、評価項目としないうことが出来る。

※4 令和5年4月1日以降に公告する対象工事において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当面の間、推奨単位の取得と「公告日から過去2年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。

※5 「週休2日制適用工事実施要領」等の定めのある部局において、週休2日制の適用を「受注者希望型」として公告する工事に適用する。(予定価格5千万円未満の工事に限る。)

◎必須項目 ○選択項目